

○川崎市文化財審議会規則

平成26年3月18日教委規則第3号

川崎市文化財審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、川崎市文化財保護条例（昭和34年川崎市条例第24号）第3条の規定に基づく川崎市文化財審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

**第2条** 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、2年とする。ただし、再選されることができる。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第3条** 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第4条** 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この規則は、平成26年5月1日から施行する。